

告 示

埼玉県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和二年十二月十一日

| | |
|---------|------|
| 埼玉県監査委員 | 山本光紀 |
| 埼玉県監査委員 | 小山彰 |
| 埼玉県監査委員 | 神尾高善 |
| 埼玉県監査委員 | 白土幸仁 |

令和2年度第2回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和元年度、令和2年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

地域機関 32機関（別紙「監査の対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和2年8月19日～令和2年10月18日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項 なし

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 2件(2機関)

| 番号 | 部局 | 機関 | 概要 |
|----|-----|--------------|---|
| 1 | 企業局 | 地域整備事務所 | 平成31年度に長期継続契約を締結した「庁舎清掃業務委託」について、個人情報の取扱いに関する誓約書の写しを発注者に提出させていなかったことは不適切であった。 |
| 2 | 病院局 | 循環器・呼吸器病センター | 令和2年度に締結した「輸液ポンプの賃貸借契約」について、予定価格調書を作成する前に徴した見積書に基づき契約を締結していたことは不適切であった。 |

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

別紙

| 所管部局 | 監 査 対 象 機 関 |
|-------|---|
| 総務部 | 朝霞県税事務所、川越県税事務所、飯能県税事務所、秩父県税事務所 |
| 県民生活部 | 消費生活支援センター、消費生活支援センター熊谷 |
| 環境部 | 環境整備センター |
| 保健医療部 | 東松山保健所 |
| 産業労働部 | 産業技術総合センター、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校 |
| 農林部 | 川越農林振興センター、農業技術研究センター、病虫害防除所、花と緑の振興センター |
| 企業局 | 地域整備事務所、地域整備事務所北部支所、大久保浄水場 |
| 病院局 | 循環器・呼吸器病センター |
| 教育局 | 歴史と民俗の博物館、近代美術館、朝霞西高等学校、入間向陽高等学校、坂戸西高等学校、鷲宮高等学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、三郷特別支援学校 |
| 警察本部 | 川口警察署、東松山警察署、小川警察署、児玉警察署 |